


『日本郵船地区』における景観形成の考え方及び行為の制限

地区の考え方

指定 S61.12.4 改正 H 6.7.15 改正 H 8.11.1 改正 H18.2.15 改正 H21.4.1	 <ul style="list-style-type: none"> ① 運河公園 ② 旧日本郵船小樽支店 ③ 小樽運河（北運河） ④ 本通線 ⑤ 旧国鉄手宮線 	 <p>旧日本郵船小樽支店と運河公園</p>
地区面積 (約5.7ha)		
地区の概況	<p>国の指定重要文化財である「旧日本郵船小樽支店」を中心に発展した地区であり、当時、旧日本郵船小樽支店の正面には、専用の船入潤や輸出入用倉庫があり、建物の裏側には鉄道が走るなど海運業としての施設が整っていました。</p> <p>現在は、この船入潤をデザインに取り入れた公園が整備され、旧日本郵船小樽支店や周辺の歴史的建造物と一体となった歴史的な港湾都市をしのばせるたたずまいが、小樽を代表する景観のひとつとなっています。</p> <p>また、地区内にある旧国鉄手宮線や本通線は、市街地につながる始点・終点として重要な役割を果たしています。</p>	
景観形成の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧日本郵船小樽支店などの歴史的建造物と運河公園、小樽運河（北運河）が一体となった、歴史的な港湾都市をしのばせる景観の保全に努めます。 ● 旧国鉄手宮線や本通線の連続性に配慮した街並みの保全・再生に努めます。 	

行為の制限

建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の指定重要文化財である旧日本郵船小樽支店に配慮し、14メートル以下とする。 ・ 旧国鉄手宮線沿線では、沿線の街並みに配慮した高さとする。 		
		連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧日本郵船小樽支店やその周辺の歴史的建造物を中心とした街並みの連続性に配慮する。 ・ 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。 	
	形態・意匠		屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 切妻、寄棟（5/10勾配を基準とし、周辺の歴史的建造物の勾配に合わせる。）又はマンサードなどとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。
		軒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物本体と調和した軒の出とするよう努める。 	
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 ・ 大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化に努める。 	
		腰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺と調和した形態とするよう努める。 	
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや格子窓などを設置するよう努める。 		
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・ 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・ 歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。 	
	素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瓦葺き又は金属板葺きなどとする。 	
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石、モルタル、木又はタイルなどを基調とするよう努める。 	
色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。 		
	外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・ 裏面の「色彩基準等」による。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 ・ 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・ 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所止める。 			
	さく垣など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 ・ 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。 		
		鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。 	
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・ 裏面の「色彩基準等」による。 		

色 彩 基 準 等

1. 色彩基準

①基調色(ベースカラー)

建築物等の外観(屋根を除く。)に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。
ただし、下記のいずれかに該当する部分(場合)については、この限りでない。

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

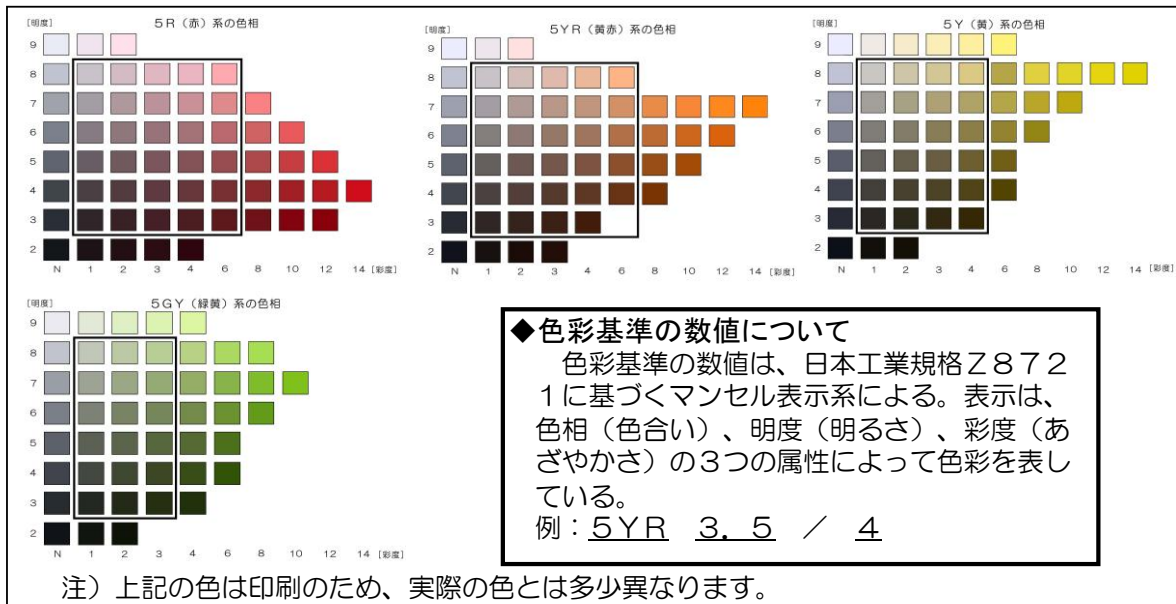
使用する色相	明度	彩度
5R~YR~2.5Y (2.5Yを含む)	3以上8以下とする。	0.5以上6以下とする。
2.5Y(2.5Yを含まない)~10Y(10Yを含む)		0.5以上4以下とする。
10Y(10Yを含まない)~10GY(10GYを含む)		0.5以上3以下とする。

②強調色(アクセントカラー)

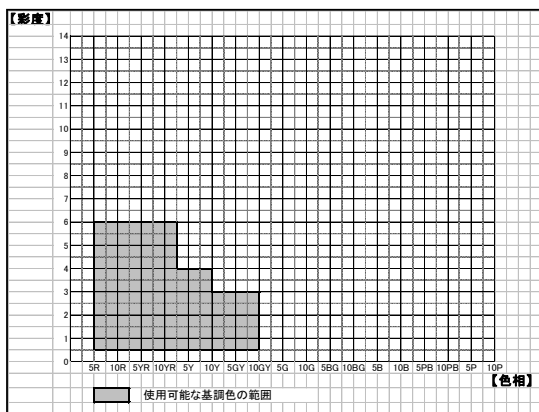
基調色以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり2平方メートル以下、かつ合計5平方メートル以下とする。

2. 使用できる色彩

(1)代表的な色相



(2)彩度の範囲



(3)明度の範囲

